

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成三十年十月三日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則一七―〇―一二六

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則
人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表金融庁の部内部部局の項中「参事官」を「政策立案参事官 参事官」に、「審判官」を「審判官 管理室長」に改め、「管理室長 国際室長 国際連携・協力室長」を削り、「管理予算調整官」を「管理予算調整官 国際室長 資産形成支援室長」に、「金融企画管理官 調査室長」を「サイバーセキュリティ対策企画調整室長 金融企画管理官 情報・分析室長 リスク管理検査室長 検査企画官 フィンテック室長」に、「リスク管理検査室長 情報・分析室長 検査企画官」を「調査室長」に、「協同組織金融室長 信用機構対応室長 金融会社室長 監督企画官」を「金融会社室長 信用機構対応室長 監督企画官 地域金融

生産性向上支援室長 協同組織金融室長」に、「庁舎係長」を「庁舎係長 宿舎係長」に改める。

別表総務省の部内部部局の項中「政策統括官」を「政策統括官 サイバーセキュリティ統括官」に、「政策評価審議官」を「政策立案総括審議官」に、「国際政策課」を「国際戦略局総務課」に改める。

別表外務省の部内部部局の項中「日韓経済室長」を削る。

別表財務省の部内部部局の項中「政策評価審議官」を「政策立案総括審議官」に、「会計調査官」を「会計調査官 予算企画専門官」に改め、同部財務局の項中「金融商品取引所監理官」を「金融商品取引所監理官 金融商品取引所副監理官」に改める。

別表国税庁の部国税局の項中「特別国税徴収官」を「特別国税徴収官 特別機動国税徴収官」に改める。

別表厚生労働省の部内部部局の項中「総合政策・政策評価審議官」を「政策立案総括審議官」に改め、「医療経営支援課に所属する者」の下に「並びに政策企画室長、技能実習業務指導室長及び政策立案支援室長」を加え、「国立病院機構管理室長 地域医療機能推進機構管理室長」を「医療・研究開発独立行政法人管理室長」に、「産業保健支援室長」を「産業保健支援室長 治療と仕事の両立支援室長」に、「データヘルス・医療費適正化対策推進室長」を「保険データ企画室長」に、「システム室長」を「システム室長 調査

室長」に、「会計室長 調査室長」を「会計室長」に改め、「職業能力形成システム企画官」を削り、「賃金福祉統計官」を「賃金福祉統計官 統計管理官」に改め、「保険システム高度化推進室長」を削る。

別表経済産業省の部内部部局の項中「政策評価審議官」を「政策立案総括審議官」に改め、「新事業開拓制度推進室長」を削り、「地方調査企画官」を「新規事業創造推進室長 地方調査企画官」に、「基準認証戦略企画官 環境指導室長」を「基準認証戦略企画官」に、「越境移動管理官」を「環境管理推進室長 国際資源循環管理官」に改め、「環境指導室長」を削り、「環境経済室長」の下に「環境管理推進室長」を加える。

別表中小企業庁の部内部部局の項中「業務管理官」を「業務管理官 中小企業金融検査室長」に改める。
別表国土交通省の部内部部局の項中「技術総括審議官」を「技術総括審議官 政策立案総括審議官」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。